

訪問介護などに係る利用者負担額減額認定について

1 概要

障がい者施策から介護保険制度の適用に移行する低所得者について、申請により減額認定証を交付し、訪問介護などの利用負担を軽減します。

2 対象サービス

- (1) (介護予防) 訪問介護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防訪問介護相当）のサービス

3 対象者

障がい者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当※として定率負担額が0円となっている方であって、65歳に到達したことなどで介護保険の対象者となった方

※ 境界層該当

本来の負担段階では生活保護を必要とするが、より低い段階を適用すれば生活保護が必要とならないこと。

4 軽減額

負担割合：1割、2割又は3割→0割（全額免除）

5 留意事項

- (1) 減額認定証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日（当該月の中途に本市の被保険者資格を取得した方にあつては、当該取得日）から翌年（当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、その年）の7月31日までとなります。
- (2) 8月以降も引き続き減額認定を受けようとする場合は、更新申請が必要となります。
- (3) 一旦、減額の対象外となった方については、翌年度以降も減額の対象となりません。

6 申請に必要なもの

- (1) 訪問介護利用者負担額減額認定申請書（介護保険被保険者証を提示）

問合せ先

介護保険課	084-928-1166	東部保健福祉課	084-940-2572
高齢者支援課	084-928-1189	神辺保健福祉課	084-962-5005
松永保健福祉課	084-930-0410	新市支所	0847-52-5515
北部保健福祉課	084-976-8803	沼隈支所	084-980-7704